

一、内務省農林部大臣の報告書に於て、
 六、交遊委員の報告書に於て、大城村の報告書に於て、
 (交遊委員の報告書に於て、大城村の報告書に於て、
 正、内務省農林部大臣の報告書に於て、
 (内務省農林部大臣の報告書に於て、
 四、交遊委員の報告書に於て、
 三、本間源次郎氏の報告書に於て、
 二、前記委員の報告書に於て、
 (交遊委員の報告書に於て、
 一、交遊委員の報告書に於て、

法人協同會福岡出張所
 法人協同會福岡出張所

電文

「筑後川改修人夫労働苛酷にして勞銀安し至急改善を陳
 情す」(三十一日打電することに可決)
 右議案決定後引續き數名の演説あり最後に筑後川改修工
 事労働者萬歳を三唱して午後六時散會せり。

(4) 第二回の交渉状況

大會終了後労働者側代表九名は大城、金島兩村長及區長
 等と共に二十九日午後七時より、内務省久留米土木出張所
 長並に大城村假出張所長と會見し左記の通り協定したの
 であるが、之が解決條件となつたのである。

- 一、二十八日容認せる公傷手當支給外四項は七月三十日
より施行
- 二、労働時間は午前六時より午後五時半迄とし書食一時